令和4年9月 定例記者会見

と き 令和4年8月29日(月) 午前10時30分から

ところ 市役所 201、202 会議室

会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 とぴっくす
- 3 9月定例議会提出案件について
- 4 質疑
- 5 その他

犬 山 市

目 次

1	とぴっくす	••••••	1
2	9月定例議会日程(案)		3
3	提出案件一覧	••••••	4
4	条例案件等	•••••••	7
5	令和4年度9月補正予算について	••••••	2 4
6	会和4年11月末までの主な行催事	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	4 2

1 とぴっくす

ひとり親家庭の

養育費確保のための補助事業をはじめます

父母の離婚後、別居している親から養育費の支払いを十分に受けていないことは、ひとり親世帯の貧困の要因のひとつであり、かねてより、国においても検討課題とされてきました。また、令和3年2月に国が、全国の子ども(中学2年生)及びその保護者に対し「子どもの生活状況調査」を実施したところ、「養育費について、ひとり親世帯の約半数が取り決めをしておらず、ひとり親世帯の約3分の2が、養育費を受け取っていない」という結果も出ています。こうした「養育費不払い」解消に向け、既に国では、令和2年4月から改正民事執行法が施行され、養育費の強制執行が以前より容易となり、公正証書等があれば養育費を支払ってもらえない場合に、相手の財産(給与や預金口座など)を差し押さえることが可能となっています。

養育費は、子どもの健やかな成長、子どもの未来のために大切な費用であり、市として、 離婚後の養育費の受け取りを支援するため、以下の2つの補助事業を進めていくこととし ました。

※養育費とは、経済的・社会的に自立していない子どもが自立するまでに要する費用で、例えば、 衣食住に必要な経費、教育費、医療費などをいいます。

1 養育費に関する公正証書等作成費用を補助します。(上限額4万円)

令和4年4月以降、養育費を取り決めるための公正証書作成費用や家庭裁判所での調停申立て、審判費用のうち、子どもを養育する方が支払った費用を一部補助するもの。 対象者

市内に住むひとり親家庭の母または父で、次の要件を全て満たす人

- ・養育費の対象となる子ども(20歳未満)を養育していること
- ・養育費の取り決めがされた公正証書、調停調書または審判書があること

補助対象経費

・公証人手数料令に定められた手数料

参考:養育費総額により区分される。

し(例)養育費を毎月5万円、10年間支払う場合の手数料は、17,000円

・調停申立て及び審判に必要な収入印紙代や戸籍謄本取得費用等

|補助額| 実際にかかった経費の額又は4万円のいずれか低い額

【補正予算計上額】

・公正証書等作成費補助金 40,000円×5件=200,000円 (母子家庭自立支援給付金事業国庫補助金 補助率 1/2 100,000円)

【県内の実施状況】6市で実施 名古屋市・豊橋市・一宮市・刈谷市・大府市・知立市

2 養育費保証契約の保証料を補助します。(上限額5万円)

令和4年4月以降、公正証書等により、養育費の取り決めをしたひとり親が、保証会社と養育費保証契約を締結した場合の保証契約料を補助します。

※参考:保証契約にかかる費用

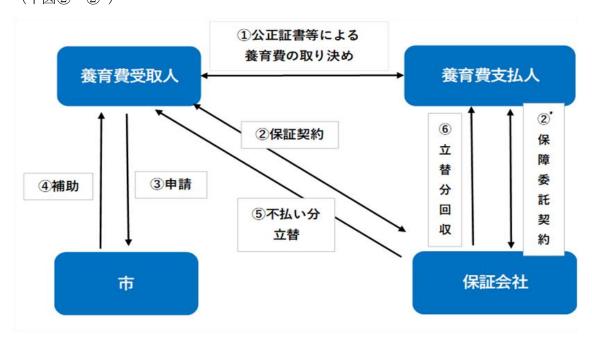
① 保証契約料:月額養育費の1か月分相当 (養育費1か月分相当を平均額5万円と想定) この部分を 補助

② 月額保証料:保証開始月の翌月から月額1,000円

〈保証契約補助事業全体イメージ(例)〉

養育費の不払いが発生した場合、保証会社が支払人に代わり養育費を立て替え払いし、保証会社が支払人から回収するもの。(下図⑤・⑥)

養育費受取人、養育費支払人、保証会社の3者で、「支払人が養育費を支払わない場合に受取人へ 養育費を支払い、保証会社は、支払人にその金額を償還してもらう」という契約を締結。 (下図②・②')



対象者

市内に住むひとり親家庭の母または父で、次の要件を全て満たす人

- · 養育費の対象となる子ども (20歳未満) を養育していること
- 児童扶養手当の支給を受けているか、または、同様の所得水準にあること
- ・養育費の取り決めがされた公正証書、調停調書または審判書があること
- 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること

補助額

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証契約料として本人が 負担した額(月額養育費の1ヶ月相当分)で、5万円を上限とする。

【補正予算計上額】

• 養育費保証契約保証料補助金 50,000円×5件=250,000円 (母子家庭自立支援給付金事業国庫補助金 補助率1/2 125,000円)

【県内の実施状況】 2市で実施 大府市・知立市

2 9月定例議会日程(案)

議会期間 26日間 9月2日(金)~9月27日(火)

	日 次	7	月	日	曜日	開議時刻	摘 要
第	1	日	9.	2	金	午前10時	○再 開 ○会議録署名議員の指名○議会期間の決定 ○諸般の報告○議案上程説明○補正予算案件に対する議案質疑・委員会審査・討論・採決
第	2	日		3	(\pm)		○休 会
第	3	日		4			○休 会
第	4	日		5	月		○精 読
第	5	日		6	火		○精 読
第	6	日		7	水		○精 読
第	7	日		8	木	午前10時	○一般質問
第	8	日		9	金	午前10時	○一般質問
第	9	日		1 0	(\pm)		○休 会
第	1 0	日		1 1			○休 会
第	1 1	日		1 2	月	午前10時	○一般質問
第	1 2	日		1 3	火	午前10時	○一般質問
第	1 3	日		1 4	水	午前10時	○議案質疑
第	1 4	日		1 5	木	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第	1 5	日		1 6	金		○全員協議会
第	1 6	日		1 7	(\pm)		○休 会
第	1 7	日		1 8			○休 会
第	18	日		1 9	月		○休 会
第	1 9	日		2 0	火		○部門委員会
第	2 0	日		2 1	水		○部門委員会
第	2 1	日		2 2	木		○部門委員会
第	2 2	日		2 3	金		○休 会
第	2 3	日		2 4	(\pm)		○休 会
第	2 4	日		2 5			○休 会
第	2 5	日		2 6	月		○休 会
第	2 6	日		2 7	火	午前10時	○委員長報告○同報告に対する質疑○討 論 ○採 決

3 提出案件一覧

提出案件数一覧表

区 分	件数
1 条 例	7(一部改正7)
2 単 行	3
3 補正予算	9 (一般会計2、特別会計5、企業会計2)
4 決 算	3 (一般会計・特別会計1、企業会計2)
5 報 告	1
計	2 3

令和4年9月定例議会 提出議案一覧表

令和4年9月2日

第44号議案	犬山市職員定数条例の一部改正について
第45号議案	犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第46号議案	犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
第47号議案	東ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正に ついて
第48号議案	犬山市市民活動の支援に関する条例の一部改正について
第49号議案	犬山市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例 の一部改正について
第50号議案	犬山市下水道条例の一部改正について
第51号議案	工事請負契約の締結について(五ヶ村調整池整備工事)
第52号議案	市道路線の廃止について
第53号議案	市道路線の認定について
第54号議案	令和4年度犬山市一般会計補正予算(第7号)
第55号議案	令和4年度犬山市一般会計補正予算(第8号)
第56号議案	令和4年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
第57号議案	令和4年度犬山市犬山城費特別会計補正予算(第1号)
第58号議案	令和4年度犬山市木曽川うかい事業費特別会計補正予算(第1
	号)
第59号議案	令和4年度犬山市介護保険特別会計補正予算(第1号)
第60号議案	令和4年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
第61号議案	令和4年度犬山市水道事業会計補正予算(第2号)
第62号議案	令和4年度犬山市下水道事業会計補正予算(第2号)
第63号議案	令和3年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定について

第64号議案 令和3年度犬山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決

算の認定について

第65号議案 令和3年度犬山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び

決算の認定について

報告第 6 号 令和3年度犬山まちづくり株式会社決算等について

4 条例案件等

◎ 条 例

経営部 総務課 消防本部 消防総務課

《一部改正》

○ 犬山市職員定数条例の一部改正について(第44号議案)

【趣旨】

消防機関の職員定数を増員し、地域の消防力を安定、充実させるため条例の一部を改正するもの。

【内容】

①消防機関の職員定数を17人増員する。

現 行 103人↓改正後 120人

[内訳]

消防本署10人、出張所4人の計14人の増員に加え、3名は弾力的な組織運営のための定数上の増員とする。(当面、人員117人の体制で運用予定)

②休職中の職員に加え、新たに育児休業中の職員、自己啓発等休業中の職員、公的 法人等へ派遣中の職員を定数から除外する。

【目的】

①について

- ・消防署において火災初期時に救助工作車を確実に出動させる体制にする。
- ・出張所の消防隊と救急隊の2隊運用を確立する。
- ・職員の派遣、研修及び特別休暇を含めた休暇取得を維持した出動体制にする。

②について

育児休業、自己啓発休業などを取得しやすい環境づくりを行う。

【効果】

現状において、総務省消防庁(日本の消防を総括する機関)が示す消防力の整備指針で必要となる消防職員数は159人で、充足率は64.8%であり、県下の平均(77.1%)と比較すると若干弱めな体制であることから、本署、出張所の消防力の一層の充実を図り、市民への安定した消防サービスの提供を行う。(増員後の充足率は73.6%)

【消防機関職員の配置】

本署職員 片番(※) 22名 → 片番27名

(内訳)

※ 片番:交代制シフトの片方の当番人員

区分	増員前	増員後	増員数
公休、派遣、研修で 除外する非勤務人員	9名	1 0名	1名
指揮隊	3名	3名	_
タンク隊	4名	5名	1名
水槽車隊	2名	2名	_
救助工作車隊	0名	2名	2名
救急隊	3名	4名	1名
受付	1名	1名	_
勤務人員計	13名	17名	4名
合計	2 2名	2 7名	5名

... 1

出張所職員(南北それぞれの出張所につき) 片番9名 → 片番10名 (内訳)

区分	増員前	増員後	増員数
公休、派遣、研修で 除外する非勤務人員	2~3名	3~4名	0~1名
タンク隊 ポンプ隊 (タンク隊 からの乗り換え)	2~3名	3~4名	0~1名
救急隊	3名	3名	_
勤務人員計	5~6名	6~7名	0~1名
合計	9名	10名	1名





本署職員増①+ (出張所職員増②×南北2カ所) = 7名 (片番) 片番それぞれで増員が必要なため、合計で14名。

【採用の計画】

令和9年度までに段階的に増員分の人員を採用していく予定。

【施行日】

令和5年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について(第45号議案)

【趣旨】

国の法律(※)の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。 ※地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)

【内容】

令和3年度人事院勧告に基づく、国家公務員の育児休業等の取得要件の緩和措置に 準じて下記の改正を行う。

- ①育児休業の取得回数制限の緩和
 - ·原則1回→原則2回
 - ・妻の産後8週間以内における常勤又は非常勤の男性職員の取得回数 1回→2回
- ②妻が産後8週間以内である男性非常勤職員について、育児休業を取得するために 必要な任期を緩和
 - (現 行) 子が1歳6か月になる日までの任期が必要
 - (改正後) 妻の産後8週間を経過した日から6か月を経過する日までの任期があれば、取得可能。
- ③子が1歳以降の非常勤職員の育児休業取得要件の柔軟化(非常勤職員の育児休業は原則1歳まで。ただし、保育所等の利用ができない場合など特別の事情がある場合は、1歳6か月、2歳まで引き続き育児休業の取得が可能)
 - (現 行) 1歳6か月まで延長する場合、子の1歳時点で職員もしくは配偶者が育児休業を取得していること。2歳まで延長する場合、子の1歳6か月時点で職員もしくは配偶者が育児休業を取得していること。
 - (改正後) 子の1歳、1歳6か月時点で育児休業を取得していなくても、その後の 取得が可能。また、夫婦交替での取得が可能。

【その他】

育児休業取得状況(令和3年度実績)

 常勤職員
 育児休業対象者
 育児休業取得者
 取得率

 男性職員
 16名
 0名
 0%

女性職員 21名 21名 100%

非常勤職員 育児休業取得者 1名

【施行日】

令和4年10月1日

《一部改正》

○ 犬山市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について(第46号議案)

【趣旨】

消防手当の額等を改定するため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

消防手当に係る勤務内容及び手当の額を下記の表のとおり改定する。

勤務内容の整理を行うとともに、新たに「潜水業務に従事したとき」の手当を新設する。また、従事した役割に応じて手当を支払うこととし、その額についても増額する。

手当の種類	勤務内容	手当の額	手当の額
	() 内は改正前の勤務内容	(改正後)	(改正前)
消防手当	救急業務に従事したとき。	1回につき	1回につき
	(救急及び救助業務に従事し	救急救命士 300円	150円
	たとき。)	準中型車機関員及び普通	
		車機関員 300円	
		その他の隊員 200円	
	水火災その他の災害業務に従	1回につき	1回につき
	事したとき。	大型車機関員及び中型車	300円
	(消火業務に従事したと	機関員 600円	
	き。)	準中型車機関員、普通車	
		機関員及び自動二輪車機	
		関員 400円	
		その他の隊員 300円	
	(水火災その他災害の警戒等		1回につき
	の現場業務に従事したと		300円
	き。)		
	潜水装備を装着して水中にお	1回につき 300円	
	ける人命救助業務又は訓練に		
	従事したとき。		

【理由】

消防業務の中には、著しく危険を伴うものや困難なもの、高度な技術が要求される ものが数多くある。しかし、これらの業務に当たった職員に対し支払われる消防手当 については、平成17年以降、1度もその見直しがされてこなかったことから手当の 額を改定することとした。

※各手当の額については、下記のとおり県内市町村の状況を参考に算出

区分	県内状況(算出根拠)
救急業務に従事したとき	県内平均218円を踏まえ、200円とする。
(その他の隊員)	
救急業務に従事したとき	加算額の県内平均123円を踏まえ、上記その他の隊員の手当額に
(救急救命士)	100円を加算し、300円とする。
水火災その他の業務に従事	県内平均306円を踏まえ、300円で据え置きとする。
したとき (その他の隊員)	
救急業務に従事したとき及	日額制や災害種別毎など算出方法が様々なため、大半の市町村が採
び水災害その他の災害業務	用する「大型車及び中型車が300円、準中型車及び普通車100
に従事したとき (機関員)	円」と同様とし、上記その他の隊員の手当額に、それぞれ従事した
	役割に応じた金額を加算する。
潜水装備を装着して水中に	潜水の深度や時間などにより支給額が様々なため、大半の市町村が
おける人命救助業務及び訓	採用する「1回につき300円」と同様する。
練に従事したとき	

【影響】

令和3年度と同程度の出動回数の場合 約168万円の増加

【施行日】

令和5年4月1日

《一部改正》

○ 東ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について(第47号 議案)

【趣旨】

東ふれあいセンターの使用料の額等を新たに定めるもの。

【内容】

当該施設の改修工事に伴い、各部屋を独占利用する場合の使用料等について、次のとおり定める。

〈使用料〉

利用区分	午前9時から	正午から	午後3時から	午後6時から		
施設名	正午まで	午後3時まで	午後6時まで	午後9時まで		
多目的室1	利用区分ごとに 390円					
多目的室2	利用区分ごとに 240円					
多目的室3	利用区分ごとに 480円					
ミーティング	利田屋八さいましたの田					
ルーム	利用区分ごとに 150円					

- ・営利、営業、商業宣伝などの目的で利用する場合の使用料は3倍の額とする。 (地域及び施設の活性化を目的とする場合を除く。)
- ・使用料の免除 (無料)
 - ①東小学校区・羽黒地区や施設の活性化を目的に行う利用 (コミュニティ・町内会・老人クラブ・子供会の活動など)
 - ②災害時及び防災訓練の利用
 - ③国、県、市区町村の利用
 - ※使用料(「公共施設使用料の見直しに関する基本方針」により積算)や免除規程については、大山西ふれあいセンター、今井ふれあいセンターと同じ。

【現狀】

- ・令和3年4月から羽黒東部老人憩の家の用途を変更し、子どもから高齢者まで誰も が利用できる地域のまちづくり拠点施設「東ふれあいセンター」として運営開始。
- ・地域の活動拠点として、施設機能の充実に向け、地域住民等とのワークショップを 経て、現在、改修工事を進めており、11月初旬にリニューアルオープン予定。

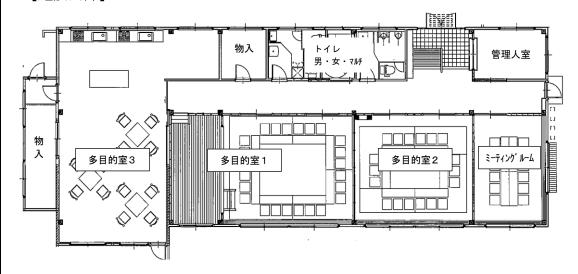
【施行日】

規則で定める日

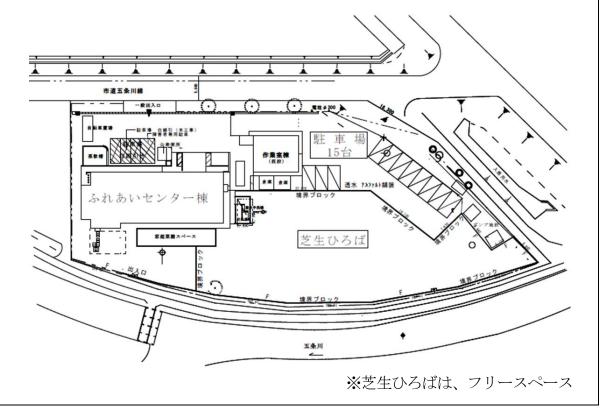
※工事の完了日が確定した段階で「東ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則」を制定する。

東ふれあいセンター平面図

【施設内部】



【施設敷地全体】



《一部改正》

○ 犬山市市民活動の支援に関する条例の一部改正について(第48号議案)

【趣旨】

大山市協働のまちづくり基本条例からの委任に基づき、地域活動団体や非営利活動団体(※)の支援及び市民参加に関し必要な事項について、「協働推進に係る条例検討審議会」(附属機関)からの答申及びパブリックコメントの結果などを踏まえ、条例の整備を行うもの。

(※) 本条例では非営利活動、非営利活動団体は、市民活動、市民活動団体と同意義 として取り扱っています。

【主な内容】

○条例名の変更

現 行 犬山市市民活動の支援に関する条例

改正後 犬山市公益的活動の支援及び市民参加に関する条例

- ※公益的活動:市民活動及び地域活動の総称。
- ○現行の市民活動団体の登録に必要な人数要件を、10人から3人に緩和する。 (第2条)
- ○町内会やコミュニティ推進協議会などを、新たに「地域活動団体」として規定する。 (第2条)
- ○公益的活動団体の支援に関する基本的事項について規定する。(第5条)
 - ※公益的活動団体:市民活動団体及び地域活動団体の総称。
 - ※基本的事項:活動拠点の提供、人的支援、資金助成など。 (協働プラザの運営や各ふれあいセンターの整備、地域の課題解決に向けた人的 支援の実施、市民活動助成金を活用した資金助成等)
- ○市民参加に必要な手続きの基本的事項について規定する。

(第21条~第23条)

※基本的事項:手続きの対象、方法、実施時期など。

【目的・効果】

- ・市民活動団体の登録要件の緩和により、多様で自由な市民活動が促進される。
- ・既存の地域活動団体を条例で位置づけ、その存在、役割、支援などを明確化する。

・市の施策のうち、市民参加の手続き対象を明確化し、その手続きや結果の検証について規定し、市民の市政への参加を促進する。

【周知等】

- ・今後は、市ホームページ、市広報などを通じた周知を行うとともに、より広く知ってもらうための啓発パンフレットを市民参加で作成し、普及啓発を行う。
- ・職員向けのガイドラインを作成し、市民参加の取組みの促進を図る。

【その他】

・学識者や公益的活動の知識及び経験を有する者で構成する「公益的活動促進委員会」にて、公益的活動の支援及び促進、市民参加の手続きの実施状況について、調査、審査、助言及び検証を行っていく。

【施行日】

令和4年10月1日

《一部改正》

○ 大山市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について(第49号議案)

【趣旨】

橋爪・五郎丸整備計画区域に定める計画地区の名称を変更するもの。

【内容】

愛知県が犬山市内の都市計画道路において、名古屋犬山線及び犬山大橋線の一部区間を廃止し、その道路名称を犬山大橋線から犬山五郎丸線に改めたことに伴い、計画地区の名称を改める。

変更前 犬山大橋線沿道地区

変更後 犬山五郎丸線沿道地区

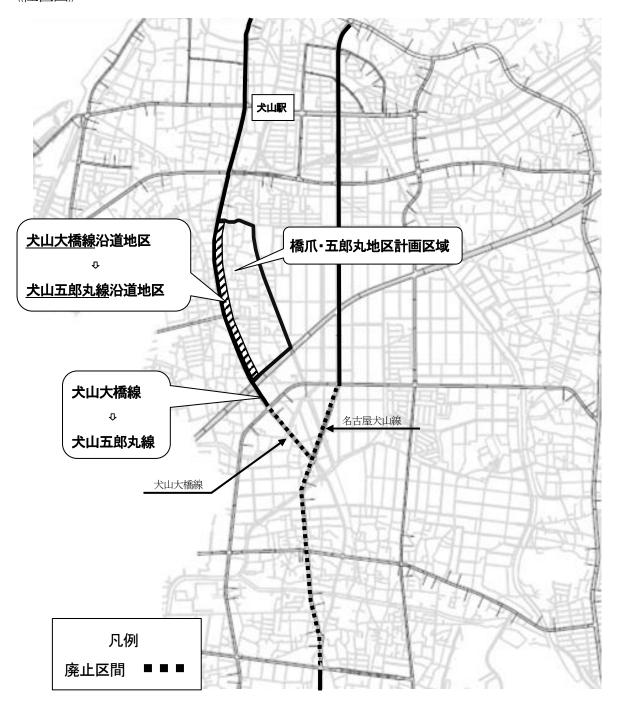
【位置】

変更に係る区域及び道路の位置については、次ページを参照。

【施行日】

公布の日

《位置図》



《一部改正》

○ 犬山市下水道条例の一部改正について(第50号議案)

【趣旨】

国の法律(※)の改正等に伴い条例の一部を改正するもの。

※下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)

【内容】

- ①浸水被害対策区域(※1)において雨水貯留浸透施設(※2)を設置する場合の 制度改正
- ・民間事業者等が設置及び管理する雨水貯留浸透施設を対象とした雨水貯留浸透施 設整備計画の認定制度が整備された。
 - ⇒ 雨水貯留浸透施設は排水設備の一つで、設置計画は条例第6条に基づく市 長の確認を受ける必要があるが、法に基づく認定を受けた場合は、確認手続 きが重複するため、条例に除外規定を設ける。
- ・雨水貯留浸透施設の設置工事等を日本下水道事業団(※3)が実施できることとされた。
 - ⇒ 排水設備の設置工事は、市が指定した工事店しか行うことができないが、 法律に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置工事について 例外的に認める規定を設ける。
 - ※1 浸水被害対策区域 … 道路などの公共空間の地下利用が進んでいることから、公共下水道の雨水貯留管等の設置が技術的に困難な地域や道路交通量が多く公共下水道の工事の社会的影響が大きい地域など、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であって、土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみでは浸水被害の防止を図ることが困難であるとして地方公共団体の条例で定める区域
 - ⇒ 当市には**該当する区域がないため条例の定めなし**
 - ※2 雨水貯留浸透施設 … 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を有する施設で、浸水被害の防止を目的とするもの
 - ※3 日本下水道事業団 … 地方公共団体等の要請により、下水道施設の建設及び維持 管理などを行う法人

②標準下水道条例の改正に伴う改正

法改正に併せて標準下水道条例が改正されたことに伴い、条例における表現等を 標準下水道条例に合わせて統一する。

③字句修正等所要の改正

【施行日】

公布の日

◎ 単行案件

都市整備部 整備課

《工事請負契約の締結》

○ 工事請負契約の締結について(五ヶ村調整池整備工事) (第51号議案)

【趣旨】

五ヶ村排水区について、豪雨による浸水被害を軽減するために施工する調整池整 備工事に係る請負契約を締結するもの。

【内容】

大山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第2号)第2条に基づき、議会の議決を求めるもの。

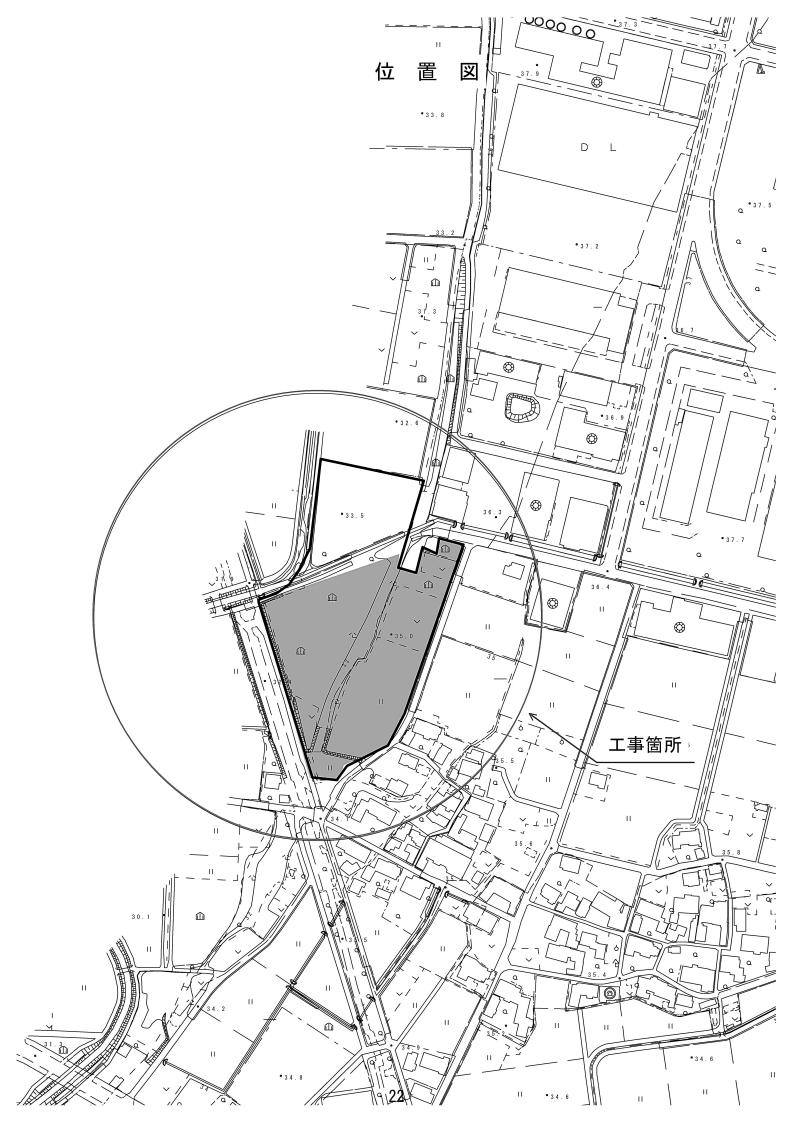
- ○工 事 名 五ヶ村調整池整備工事
- ○請負契約金額 金272,800,000円
- ○受 注 者 勝·森藤特定建設工事共同企業体
- ○契約の方法 事後審査型一般競争入札
- ○入 札 日 令和4年8月10日
- ○入札参加者 3者
- ○工 期 令和5年3月24日まで
- ○工 事 概 要 張ブロックエ A=2, 425㎡

逆T型擁壁工 一式

付帯道路工 一式

構造物撤去工 一式

仮設工 一式



一般競争入札執行調書

	/4/			
執 行 年 月 日	令和4年8月12日(金)	午前9時1分	入札書比較価格	261,512,000円
執 行 場 所	犬山市役所 経営改善課		予 定 価 格	287,663,200円
工 事 名	五ヶ村調整池整備工事			
路線等の名称	五ヶ村排水区			
工 事 場 所	犬山市楽田巾一丁目地内	列外		
商号又は名称	第 1 回 入 札	第 2 回 入 札	第 3 回 入 札	備考
勝·森藤特定建設工事共同企業体	248,000,000円			 落札
青協·小島特定建設工事共同企業体	255,000,000円			
中日・いしだ特定建設工事共同企業体	258,000,000円			
以下余白				
		v .	T .	

[※]上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が法令上の申し込みに係る価格である。

- 5 令和4年度9月補正予算について
- 予算規模

総予算(企業会計を含む)

13億991万2千円を増額補正 補正後予算額 → 485億1,357万6千円 (補正予算前予算と比較して2.80%の増)

一般会計

8億4,557万8千円を増額補正 補正後予算額 → 279億6,616万9千円 (補正予算前予算と比較して3.11%の増)

特別会計

4億7,338万円を増額補正 補正後予算額 → 148億742万5千円 (補正予算前予算と比較して3.30%の増)

企業会計

337万5千円を増額補正 補正後予算額 → 57億3,998万2千円 (補正予算前予算と比較して0.05%の増)

令和4年9月定例議会 会計別補正予算額一覧表

(単位:千円)

会計名		会計名 当初予算額 補正前の 子質額 子質額		補正予算額		補正後の
		ヨ似 / 昇俄	予算額	第7号	第8号	予算額
	一般会計	26, 413, 708	27, 120, 591	12, 421	833, 157	27, 966, 169
	国民健康保険特別会計	6, 899, 970	6, 899, 970		155, 836	7, 055, 806
特	犬 山 城 費 特 別 会 計	215, 732	215, 732		47, 527	263, 259
別	木曽川うかい 事業費特別会計	64, 336	64, 336		0	64, 336
会計	介 護 保 険 特 別 会 計	5, 638, 920	5, 638, 920		244, 706	5, 883, 626
H	後期高齢者医療特別会計	1, 515, 087	1, 515, 087		25, 311	1, 540, 398
	小計	14, 334, 045	14, 334, 045		473, 380	14, 807, 425
企	水道事業会計	1, 959, 037	1, 960, 247		219	1, 960, 466
業会計	下水道事業会計	3, 775, 360	3, 776, 360		3, 156	3, 779, 516
μι	小計	5, 734, 397	5, 736, 607		3, 375	5, 739, 982
	合 計	46, 482, 150	47, 191, 243	12, 421	1, 309, 912	48, 513, 576

[※] 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

《一般会計》

○ 犬山南小学校改築工事(犬山南小学校整備)

補正予算要求額 12,421千円

【補正理由】

大山南小学校整備事業は、北舎解体及び新校舎建設の実施設計を進めている。 令和4年10月開始予定の北舎解体工事について、実施設計により工事費を積算した ところ、基本設計における当初予算計上時より、解体費用や燃料費、人件費が上昇 しており、工事費が増加したため不足分を補正予算で計上する。

また、工事後の場所に令和5年4月から新校舎建設を開始するため、解体工事を 今年度中に完了する必要があること、解体工事に対する国庫補助金は令和4年度中 の工事完了を条件としていることから、早期に入札及び契約を行い十分な工期を確 保する必要がある。

<犬山南小学校改築工事請負費(北舎解体)>

62,470,392 円 (実施設計) -50,050,000 円 (基本設計・令和4年度当初予算額) =12,420,392 円 (増加額) 増加率:24.8%

※当初予算積算時点 (R3.7) と実施設計積算時点 (R4.7) の主要な単価の比較

主要な費用		R3. 7 時点	R4.7 時点	増加率
解体費用	RC 造建物解体(躯体解体)	4,100 円/m³	7,090 円/m³	72. 9%
	北舎(西・東)			
	S造建物解体(上屋解体)	3,300 円/m³	4, 120 円/㎡	24. 8%
	渡り廊下			
	S・RC 造基礎コンクリート解体	7,600 円/㎡	9,900円/m³	30. 3%
	北舎(西・東)、渡り廊下			
	土間コンクリート解体	3,400 円/m³	4,300円/m³	26. 4%
	北舎(西・東)、渡り廊下			
	内部造作撤去	1,000円/m³	1,400円/m³	40.0%
	北舎内部(西・東)			
燃料費	ガソリン	169 円/0	176 円/0	4. 1%
	軽油	149 円/0	156 円/0	4. 7%
人件費	運転手一般	21,100円/日	22, 200 円/日	5. 2%
	特殊作業員	23,700 円/日	24, 200 円/日	2. 1%
	ガソリン 軽油 運転手一般	149 円/0 21, 100 円/日	156 円/0	4. ⁷ 5. 2

(参考としたもの:物価資料(建築施工単価)、燃料費単価(市)、公共工事設計労務単価)

【内容】

犬山南小学校北舎西(鉄筋コンクリート造、2 階)、北舎東(鉄筋コンクリート、3 階)、渡り廊下(鉄骨造)を解体する。

【効果】

市内で最も古い校舎で老朽化が著しいため解体し、給食室と一体化した地域開放ができる施設へと更新する。

【概略スケジュール】

令和4年9月

工事入札及び契約

令和4年10月~令和5年3月 北舎解体工事・仮設校舎建設工事

(令和5年1月から利用開始)

令和5年4月~令和6年1月 新校舎建設工事

令和6年2月~令和6年3月 給食室解体工事・仮設校舎解体工事

令和6年4月~令和7年3月 南舎長寿命化改良工事・エレベーター棟建設工事

【要求額の積算内容】

≪歳出≫

大山南小学校改築工事請負費(北舎解体)12,421千円

≪歳入≫

国庫補助金 学校施設環境改善交付金 4,140千円 市債 大山南小学校整備事業債 7,400千円

◎ 一般会計補正予算(第8号)に計上した主な事業【一覧表順】

市民部 地域協働課・教育部 文化スポーツ課

《一般会計》

- 市公共施設トイレ洋式化整備計画事業
- 1. 犬山市民交流センタートイレ洋式化工事(まちづくり拠点施設営繕等)

補正予算要求額 1,980千円

【補正理由】

当施設は、高齢者や障害者など幅広い市民が利用する施設だが、和式トイレが 3 階プール場内の男女トイレ各 1 基、2 階プール女子更衣室トイレ 1 基、1 階南女子トイレ 1 基の計 4 基残っている。そのため、「市公共施設トイレ洋式化整備計画」に沿って、今後整備を行う予定だったが、利用頻度の高い設備であることから、計画を前倒して和式トイレ 4 基を洋式化する工事費を補正予算で要求するもの。

【内容】

犬山市民交流センター内の和式トイレを洋式化する。

- ・1階南女子トイレ 1か所
- ・2階プール女子更衣室トイレ 1か所
- ・3階プール場内トイレ(男女各1) 2か所

【効果】

今回の洋式化工事により、施設内のトイレすべてが洋式化することができ、和式トイレが利用できない高齢者等の利用者が躊躇せず施設を利用できるようになる。

【概算スケジュール】

9月補正予算で予算を計上し、10月~11月を目途に洋式化工事を実施する。

【要求額の積算内容】

和式トイレを洋式化するための工事費を増額

工事費 1,800,000円×1.10=1,980,000円

(内訳)	1階南女子トイレ 1ヶ所		383, 400円
	・2階プール女子更衣室トイレ	1ヶ所	759,840円
	・3階プール内トイレ 2ヶ所		383, 400円
	•諸経費等		453, 360円
_			1,980,000 円

(次ページに続く)

2. 犬山市勤労青少年ホームトイレ洋式化工事(勤労青少年ホーム営繕)

補正予算要求額 2,970千円

【補正理由】

勤労青少年ホームは3階建てであり、各階には男性用トイレ(小便器2、大便器1)と女性用トイレ(大便器2)が整備されている。

しかしながら、各階の大便器のうち洋式化されているものは、男女ともに1階の1か所のみであり、2階及び3階の施設利用者で和式トイレを使用するのが困難な方は、階段で1階まで下り、用を済ましている。

そのため、「市公共施設トイレ洋式化整備計画」に沿って今後整備を行う予定だったが、利用頻度の高い施設であることから、計画を前倒しして、2階及び3階の男女トイレの大便器の1つを洋式化する工事費を補正予算で要求するもの。

【内容】

犬山市勤労青少年ホーム内の和式トイレを洋式化するため。

- ・ 2 階男子トイレ 1 か所
- ・2階女子トイレ 1か所
- ・3階男子トイレ 1か所
- ・3階女子トイレ 1か所

【効果】

和式トイレを洋式化することで、和式トイレを利用することが困難な方が、施設を 快適に利用することができるようになる。

【概略スケジュール】

9月補正予算で予算を計上し、10月~11月を目途に洋式化の工事を実施する。

【要求額の積算内容】

和式トイレを洋式化するための工事費を増額。

工事費		2,700,000 円×1.10= 2,970,000 円				
	(内訳)	・2階男子トイレ	1か所	557, 245 円		
		・2階女子トイレ	1か所	557, 245 円		
		・3階男子トイレ	1か所	557, 245 円		
		・3階女子トイレ	1か所	557, 245 円		
		• 諸経費等		471,020 円		
	_	⇒ 1				

計 2,700,000 円

市公共施設トイレ洋式化整備計画の前倒実施について

○ 市公共施設のトイレについては、洋式化整備計画を策定し計画的に実施しているが、利用者 の利便性を早期に向上させるため、一部施設について、前倒ししてトイレの洋式化を実施。

〇Aランク施設(14施設) 平成29年度~令和2年度までに整備計画完了

○Bランク施設(38施設) 令和3年度までに4施設完了

下記11施設を前倒実施

■市公共施設トイレ洋式化整備計画(学校・子ども未来園等を除く) R4年度以降前倒実施分

				※男性用/	小便器除く						
		E更前 課名		現状(施工前)							
実施 変更前	変更前		施設の名称	男性用便器		女性用便器		男女共用便器		多目的トイレ	洋式
				(和式)	(洋式)	(和式)	(洋式)	(和式)	(洋式)	(洋式)	比率
R04	R05	地域協働課	犬山市民交流センター	1	12	3	17	0	0	6	89.74
R04	R06	文化スポーツ課	勤労青少年ホーム	2	1	5	1	0	0	0	22.22
R05	R10	文化スポーツ課	弓道場	0	0	0	0	1	0	0	0.00
R06	R08	観光課	尾張冨士公衆便所	1	1	4	1	0	0	1	37.50
R06	R10	文化スポーツ課	塔野地公民館	0	0	0	0	4	1	0	20.00
R07	R08	観光課	二ノ宮上公衆便所	0	1	5	2	0	0	1	44.44
R07	R08	文化スポーツ課	緑地グラウンド	1	0	3	1	2	0	2	33.33
R08	R11	文化スポーツ課	城東地区学習等供用施設	0	1	1	0	0	1	0	66.67
R08	R11	文化スポーツ課	上野地区学習等供用施設	0	1	1	1	0	2	0	80.00
R09	R11	文化スポーツ課	丸山地区学習等供用施設	2	0	3	0	0	0	1	16.67
R09	R12	文化スポーツ課	山ノ田公園野球場	1	0	4	0	0	0	0	0.00

前倒後の年度別実施施設数

令和4年度 4施設(内2施設を9月補正予算計上) 令和9年度 7施設

令和5年度 4施設 令和10年度 2施設

令和6年度 5施設 令和11年度 1施設

令和7年度 6施設 令和12年度 3施設

令和8年度 2施設

《一般会計》

○ 図書館駐車場車路管制設備工事(図書館営繕)

補正予算要求額 14,033千円

【補正理由】

地上と地下駐車場を繋ぐ車路を交互に車両を通行させる駐車場車路管制設備の経年 劣化により、車両感知センサーの感度低下等信号表示に支障をきたしており、車路に おいて車両の鉢合わせとなる危険な状況が起きているため、車両感知センサー及び信 号灯の更新、ゲートの設置等を実施し、駐車場車路等での事故の予防、安全性を高 め、利用者が駐車場を安心して利用できる管制設備を導入する必要がある。

また現在の管制設備の仕組みでは、赤信号での無理な進入、信号の見落としによる 進入、満車表示がないため駐車場を探す不要な移動が起きるなど安全対策に課題があ り、車路を確実に交互に進入できる安全な仕組みに改善する必要がある。

- ○駐車場の位置
 - ・図書館(建物)の西側に20台の平面駐車場
 - ・図書館(建物)の地下に50台の駐車場
- ○図書館(敷地)の出入口
 - ・入口(1カ所) 県道(春日井各務原線)に接する図書館東側
 - ・出口(2カ所) 平面駐車場の西側と北側
- ○駐車場への通路

入口から入った車は、西に進行する通路を通り、途中地下駐車場に入る通路 (左折)と平面駐車場に進行する通路(直進)の分岐点があり、それぞれを通 行して平面又は地下駐車場を利用する。

通路は全て一方通行。

【内容】

ゲートの設置(新規)2基、信号灯の更新3基 車両感知センサーの更新及び増設 3基→10基、監視盤の更新1基 満車表示灯(地上・地下)の設置1基

【効果】

ゲート及び感知センサーを設置することで車路は交互通行となり、感知センサーを 増設し、地上のゲート付近に、満車表示灯を設置することで駐車場所を探す車両の不 要な移動がなくなり、車路及び駐車場での事故を予防し、安全性を高め、駐車場を使 う利用者の利便性が上がる。

(次ページに続く)

【その他】

工事は、毎週月曜日の休館日に実施する。

【概算スケジュール】

令和4年11月 契約

11月~1月 材料調達

2月~3月 現場工事

3月末 運用開始

【要求額の積算内容】

図書館駐車場車路管制設備工事 12,757,000円×1.10=14,032,700円 内訳(税抜)

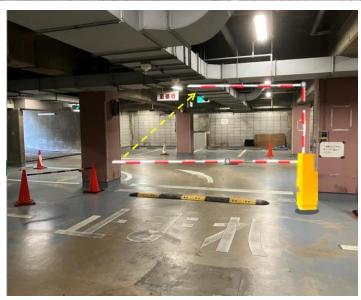
電線等の配線工事

2,240,000円

ゲート、信号灯、車両センサー等設備工事 9,950,000円

ゲート、信号灯等基礎工事 567,000円





《一般会計》

○ ひとり親家庭への養育費に関する公正証書等作成補助事業 (ひとり親家庭福祉)

補正予算要求額 450千円

【要求理由】

父母の離婚後、別居している親から養育費の支払いを十分に受けていないことは、 ひとり親世帯の貧困の要因のひとつであり、かねてより、国においても検討課題とさ れてきた。

また、令和3年2月に国が、全国の子ども(中学2年生)及びその保護者に対し「子どもの生活状況調査」を実施したところ、「養育費について、ひとり親世帯の約半数が取り決めをしておらず、ひとり親世帯の約3分の2が、養育費を受け取っていない」という結果であった。こうした「養育費不払い」解消に向け、既に国では、令和2年4月から改正民事執行法が施行され、養育費の強制執行が以前より容易となり、公正証書等があれば養育費を支払ってもらえない場合に、相手の財産(給与や預金口座など)を差し押さえることが可能となっている。

養育費は、子どもの健やかな成長、子どもの未来のために大切な費用であり、市として、離婚後の養育費の受け取りを支援するため、以下の2つの補助事業を進めていく。

1 養育費に関する公正証書等作成費補助金

【事業内容】

令和4年4月以降、養育費を取り決めるための公正証書作成費用や家庭裁判所での 調停申立て、審判費用のうち、子どもを養育する方が支払った費用を一部補助するも の。

対象者

市内に住むひとり親家庭の母または父で、次の要件をすべて満たす人

- ・養育費の対象となる子ども(20歳未満)を養育していること
- ・養育費の取り決めがされた公正証書、調停調書又は審判書があること

補助対象経費

・公証人手数料令に定められた手数料

参考:養育費総額により区分される。

(例)養育費を毎月5万円、10年間支払う場合の手数料は、17,000円

調停申立て及び審判に必要な収入印紙代や戸籍謄本取得費用等

(次ページに続く)

補助額

実際にかかった経費の額又は4万円のいずれか低い額

【要求額の積算内容】

• 公正証書等作成費補助金 40,000円×5件=200,000円 (母子家庭自立支援給付金事業国庫補助金 補助率 1/2 100,000円)

【県内の実施状況】6市で実施

名古屋市・豊橋市・一宮市・刈谷市・大府市・知立市

2 養育費保証契約保証料補助金

【事業内容】

令和4年4月以降、養育費について、保証会社と養育費保証契約を締結した場合の 保証契約料を補助するもの。

※ 参考:保証契約にかかる費用

① 保証契約料:月額養育費の1か月分相当(養育費1か月分相当を平均額5万円と想定)

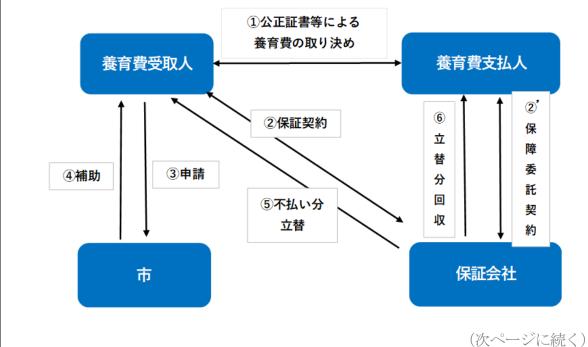
この部分を 補助

② 月額保証料:保証開始月の翌月から月額1,000円

〈保証契約補助事業全体イメージ(例)>

養育費の不払いが発生した場合、保証会社が支払人に代わり養育費を立て替え払い し、保証会社が支払人から回収するもの。(下図⑤・⑥)

養育費受取人、養育費支払人、保証会社の3者で、「支払人が養育費を支払わない場合に受取人へ養育費を支払い、保証会社は、支払人にその金額を償還してもらう」という契約を締結。(下図②・②')



対象者

市内に住むひとり親家庭の母または父で、次の要件をすべて満たす人

- 養育費の対象となる子ども(20歳未満)を養育していること
- ・児童扶養手当の支給を受けているか、または、同様の所得水準にあること
- ・養育費の取り決めがされた公正証書、調停調書又は審判書があること
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること

補助額

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証契約料として本 人が負担した額(月額養育費の1ヶ月相当分)で、5万円を上限とする。

【要求額の積算内容】

• 養育費保証契約保証料補助金 50,000円×5件=250,000円 (母子家庭自立支援給付金事業国庫補助金 補助率 1/2 125,000円)

【県内の実施状況】2市で実施 大府市・知立市

【目的・効果】

養育費の受け取りを支援することで、ひとり親家庭の生活を支え、子どもの健やかな成長へとつながる。

【その他】

申請受付開始:令和4年10月以降(予定)

受付場所:子ども未来課窓口

周知方法:ひとり親世帯に関する手当受給者に制度案内チラシを配布

LINE等のSNS、広報、犬山市HPに掲載

《一般会計》

○ (仮称) 新橋爪・五郎丸子ども未来園建設事業

((仮称)新橋爪・五郎丸子ども未来園建設) 補正予算要求額 13,111千円

【補正理由】

橋爪子ども未来園、五郎丸子ども未来園の統合移転により新たに建設する新子ども 未来園(建設予定地:犬山市橋爪東一丁目地内、現況地目:田)については、現在、 基本設計業務(造成の実施設計を含む)を進め、9月以降に実施設計業務に着手する 予定である。

既に2か所の地質調査を実施しているが、基本設計業務を進める中で、追加(南東 角及び南西角の2か所)の地質調査が必要となった。

また、施設のZEB化(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル:省エネと創エネにより 実質消費エネルギーをゼロとする取り組み)は、公共建築物での率先した取り組みが 求められていることから、当初予算計上時にはなかったZEB化推進のための設計内 容を実施設計に追加することとしたため、予算の増額が必要となった。

水道工事については、引込管の口径を50mmと想定していたが、基本設計を進める中で、口径を75mmに変更する必要が生じた。

以上から、地質調査業務委託費、実施設計業務委託費、水道工事負担金等について 補正予算を計上するもの。

【内容】

- · 水道設計審查手数料、検查手数料(新規)
- ・地質調査業務委託料(新規) ボーリング(2か所)
- ・実施設計業務委託料(増額) ZEB化設計業務を追加
- ・水道工事負担金(増額) 引込管口径 50mm→75mm

【概略スケジュール(予定)】

令和4年度 基本設計(令和3年度~令和4年度)

水道、下水道敷設工事

実施設計(~令和5年度)

令和5年度 土地所有権移転(代金支払い)

新園建設(令和6年度竣工・令和7年4月開園予定)

(次ページに続く)

【要求額の積算内容】

・水道設計審査手数料・水道検査手数料 3,000円

• 地質調査業務委託料

2,739,000円

• 実施設計業務委託料

3,604,000円

・水道工事負担金

6,765,000円

※実施設計業務委託料については、今回の補正予算増額分を加算し、繰越明許費を計 上。

当初計上額(44,330,000円)+9月補正予算計上額(3,604,000円)=47,934,000円

《一般会計》

○ 新規就農経営発展支援事業補助金(農業経営体育成支援)

補正予算要求額 3,750千円

【補正理由】

経営発展支援事業とは、市の認定を受けた新規就農者に対して、農業経営上必要な機械・施設の導入を支援する国の補助事業(令和4年度新規事業)。

令和4年5月実施の要望調査に対して、市内認定新規就農者1名から事業活用の意 向があったため補正予算を要求するもの。

【内容】

- ・認定新規就農者1名が行う農産物加工施設の改修と設備導入の経費に対する補助を 実施。
- ・農産物加工施設は、自宅の一角を改修する予定。
- ・設備は、冷蔵庫、コンロ及び真空パック機の導入を予定。
- ・市は県補助金の交付を受けて間接補助事業者として、申請者に対して補助を行う。 当該補助金は全額県補助金として交付される。
- ・補助率は、対象事業費総額に対して国が 1/2 以内、県が 1/4 以内。残りは本人が 負担する。

(工事の内訳及び補助額)

補助対象事業費総額 5,500 千円(本体価格5,000 千円、消費税 500 千円)

補助金額 3,750 千円 (国費 2,500 千円、県費 1,250 千円)

本人負担額 1,750 千円

【効果】

整備した農産物加工施設で、申請者が栽培・収穫した農産物(主に露地野菜)を野菜ペーストへ加工し、飲食店へ販売する。熱処理しペースト加工することで食材の長期保存化や、飲食店にとって工程を削減する食材になる。これにより、付加価値を付けて販売することで農業収入の増加を目標としている。

(計画目標は令和7年度の所得額が令和4年度の4割以上の増額)

(次ページに続く)

【概略スケジュール】

R4.10 月下旬(補助金交付申請:市→県)

R4.11 月上旬(補助金交付決定:県→市)

R4.11月~R5.3 (生産者の取組み、実績報告)

R5.3 月下旬(補助金交付:市→対象者)

【要求額の積算内容】

○新規就農経営発展支援事業補助金 農産物加工施設の改修と設備導入 3,750千円 (県負担 10/10、経営発展支援事業県補助金)

《一般会計》

○ 事業継続支援事業(商工業振興事務)

補正予算要求額 28,898千円

【補正理由】

この事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける市内で事業を行う中小企業に対し、中小企業診断士の指導(無料相談)のもと、経営計画を策定するところから、内容に沿った外部専門家のサポートを受けながら、その計画の実現までをワンストップで支援(補助制度)することで長く市内での事業が続くことを目的に令和3年度に施行した。

今年度は、補助制度について専門家支援だけでなく設備投資にも利用できるように制度の充実を図ったことから、事業開始当初から関心が高く、年度当初から申し込みがあり、当初想定していた予算では不足する見込みとなった。(当初見込み件数 専門家の支援:4件 設備投資:7件)

新型コロナウイルス感染症のみならず、中小企業者を取りまく環境や社会情勢の変化といった様々な影響に対応できるようにするため、多くの中小企業者の支援ができるよう不足が見込まれる事業費を補正するもの。

対象者:中小企業基本法に定める中小企業者

【内容】

中小企業診断士の支援を受けながら新商品の開発、業態転換、生産性向上、事業承継等の経営計画を策定する環境を整えるため、(公社)愛知県中小企業診断士協会所属の中小企業診断士による無料経営相談を開設する。加えて経営計画の実現を支援するために必要な専門家からの支援を受ける費用ないしは、設備投資の費用の一部(併用可)を支援するための費用を補助する。

無料相談:公益社団法人愛知県中小企業診断士協会へ業務委託

補助金:①アドバイザーに係る費用の支援 補助率 1/2 上限 50 万円/件

②設備投資補助 補助率 1/2 上限 100 万円/件(50 万円(小規模企業者は 15 万円)以上の設備導入が必要)

①、②併用可ただし上限 100 万円

(次ページに続く)

【効果】

市内中小企業者約40者の設備投資が進み固定資産税の確保に繋がるとともに、新商品 の開発や業態転換、事業承継、経営基盤の安定化に繋がる。

【概略スケジュール】

設備投資補助の申請期限

令和4年9月30日

専門家等による支援補助の申請期限 令和5年1月31日

補助金報告期限 事業完了から30日を経過する日、もしくは令和5年3月20日のい ずれか早い日

無料相談業務委託期間 令和5年3月17日まで(無料相談については予算が無くなり 次第終了)

【要求額の積算内容】

- ○委託料補正額(補助利用見込み相談件数を 11 件から 36 件に見直し)
 - ①中小企業診断士による事前相談、問い合わせ対応、愛知県事業承継・引き継ぎセ ンターとの連絡調整

10,000 円×25 件 = 250,000 円

- ②経営計画書等策定支援 (無料相談) 25,000 円×100 回 $(4 回 \times 25 件) = 2,500,000$ 円
- ③内容審査

10,000 円×25 件 = 250,000 円

④申請事業の進捗管理・サポート

25,000 円×25 件 = 625,000 円

小計 3,625,000 円 消費税 362,500 円 補正額合計 3,987,500 円 予算残額 90,000 円 3,897,500 円 →3,898 千円

○補助金 25件

設備投資見込み 1,000,000 円×25 件 25,000,000 円 →25,000 千円

6 令和4年11月末までの主な行催事

	9月10日 (土) ~	11 🗆 19 🖂	(1)	- r			
		~ 11月12日	(土)	時間	13:30	~	15:00
場所 犬	山市民交流センター	-					
担当所属 文	化スポーツ課						
主催 犬	山市·犬山市教育委	員会					
名称等 森	もり広場(9月)						
実施期間	9月11日 (日)			時間	9:30	~	12:00
場所	山里山学センター						
担当所属 環	境課						
主催 犬	山市						
名称等 令	和4年度犬山市総合[防災訓練					
実施期間	9月11日 (日)			時間	9:00	~	12:00
場所楽	田小学校						
担当所属 防	災交通課						
主催 犬	山市						
名称等 就	職フェアIN犬山						
実施期間	9月14日 (水)			時間	10:00	~	13:00
場所市	民交流センターフロ	1イデ					
担当所属 産	業課						
主催 犬	山市						
名称等 里	山ウォッチング③((全5回)					
実施期間	9月15日 (木)			時間	9:30	~	12:00
場所	山里山学センター						
担当所属 環	境課						
主催 犬	山市						
名称等 第	3回 フューチャーセ	?ッション@犬レ	Ц				
実施期間	9月17日 (土)			時間	14:00	~	16:00
場所名	古屋経済大学						
担当所属 地	域協働課						
主催 犬	山市						
名称等 秋	の全国交通安全運動	þ					
実施期間	9月21日 (水) -	~ 9月30日	(金)				
場所 犬	山市内一円						
担当所属 防	災交通課						
主催							

to all total					
名称等	東之宮古墳土あげ祭				
実施期間	9月23日 (祝)	時間	10:00	~	12:00
場所	東之宮古墳				
担当所属	歴史まちづくり課				
主催	犬山市教育委員会				
名称等	ボランティアスタッフ養成講座③(全5回)				
実施期間	9月25日 (日)	時間	9:30	~	12:00
場所	犬山里山学センター				
担当所属	環境課				
主催	犬山市				
名称等	みんなの公民講座				
実施期間	9月25日 (日)	時間	10:00	~	12:00
場所	オンライン				
担当所属	地域協働課				
主催	犬山市				
名称等	第47回 犬山市民芸能祭				
実施期間	9月25日 (日)	時間	10:00	~	16:00
場所	犬山市民文化会館				
担当所属	文化スポーツ課				
主催	犬山市教育委員会				
名称等	シートベルト・チャイルドシート関所				
実施期間	9月26日 (月)	時間	9:30	~	10:15
場所	扶桑イオン				
担当所属	防災交通課				
主催					
名称等	交通安全街頭大監視				
実施期間	9月27日 (火)	時間	7:30	~	8:00
場所	犬山市内一円				
担当所属	防災交通課				
主催					
名称等	第19回犬山市産業振興祭「わいわい犬山フェステ	ィバル」	・第31	回犬山	市農業祭
実施期間	10月8日 (土) ~ 10月9日 (日)	時間	10:00	~ (上)17:00(日)16:00
場所	市民文化会館、南部公民館、するすみふれあい広場、	.名古屋	経済大学	犬山キ	ャンパス
担当所属	産業課				
主催	大山市産業振興祭実行委員会・犬山市農業祭推進	協議会			

名称等	企画展「西洋からくり展(仮題)」
実施期間	10月8日 (土) ~ 10月23日 (日) 時間 9:00 ~ 17:00
場所	 IMASEN犬山からくりミュージアム玉屋庄兵衛工房(犬山市文化史料館南館)
担当所属	歴史まちづくり課
主催	犬山市・(一社)犬山祭保存会
名称等	ニワ里カレッジ「春日井市内の発掘調査成果最新報告」
実施期間	10月8日 (土) 時間 10:00 ~ 11:30
場所	青塚古墳ガイダンス施設
担当所属	歴史まちづくり課
主催	NPO法人古代邇波の里・文化遺産ネットワーク
名称等	森もり広場(10月)
実施期間	10月9日 (日) 時間 9:30 ~ 12:00
場所	犬山里山学センター
担当所属	環境課
主催	犬山市
名称等	木曽川うかい納め式
実施期間	10月15日 (土)
場所	木曽川
担当所属	観光課
主催	犬山市・岐阜県各務原市
名称等	ボランティアスタッフ養成講座④ (全5回)
実施期間	10月16日 (日) 時間 9:30 ~ 12:00
場所	犬山里山学センター
担当所属	環境課
主催	犬山市
名称等	第1回 " あったらいいな" まち課題に向き合うはじめの一歩
実施期間	10月18日 (火) 時間 10:00 ~ 12:00
場所	余遊亭(和室1・2)
担当所属	地域協働課
主催	犬山市
名称等	からくり町巡り(予定)
実施期間	10月22日 (土) ~ 10月23日 (日)
場所	城下町
担当所属	観光課
主催	犬山祭企画委員会

力批学	第4回 フューチャーセッション@犬山				
名称等		n土 目目	14.00		16.00
実施期間	10月22日 (土)	時間	14:00	~	16:00
場所	名古屋経済大学				
担当所属	地域協働課				
主催	犬山市				
名称等	ビブリオバトル				
実施期間	10月22日 (土)	時間	13:30	~	15:00
場所	犬山市立図書館				
担当所属	文化スポーツ課				
主催	犬山市立図書館				
名称等	子ども俳句教室				
実施期間	10月23日 (日)	時間	13:30	~	15:00
場所	犬山市立図書館				
担当所属	文化スポーツ課				
主催	犬山市立図書館				
名称等	特別展「城主のお道具 - 由緒と伝来-」				
実施期間	10月26日 (水) ~ 12月6日 (火)				
場所	城とまちミュージアム(犬山市文化史料館本館)	展示室1	• 2		
担当所属	歴史まちづくり課				
主催	(公財)犬山城白帝文庫				
名称等	第68回 犬山市民展				
実施期間	10月27日 (木) ~ 11月3日 (祝)	時間	9:00	~	17:00
場所	犬山市南部公民館				
担当所属	文化スポーツ課				
主催	犬山市・犬山市教育委員会				
名称等	観光写真コンテスト表彰式(予定)				
実施期間	10月29日 (土)	時間	13:00	~	14:00
場所	城前観光案内所				
担当所属	観光課				
主催	大山集中大規模観光宣伝協議会				
<u></u> 名称等	令和4年度犬山市戦没者追悼式				
実施期間	10月29日 (土)	時間	10:30	~	12:00
場所	市民交流センター フロイデ	- · · •	-		-
担当所属	福祉課				
主催	犬山市				
<u> </u>	/ \ PH P				

夕新学	令和4年度犬山市民総合大学敬道館公開講座				
名称等		마수 티티	10.00		15.00
実施期間	11月5日 (土)	時間	13:30	~	15:00
場所	大山市民文化会館				
担当所属	文化スポーツ課				
主催	犬山市·犬山市教育委員会				
名称等	東京大学犬山研究林秋のふれあい自然観察会				
実施期間	11月12日 (土)	時間	9:30	~	12:00
場所	東京大学犬山研究林(市民健康館周辺)				
担当所属	環境課				
主催	犬山市				
名称等	森もり広場(11月)				
実施期間	11月13日 (日)	時間	9:30	~	12:00
場所	犬山里山学センター				
担当所属	環境課				
主催	犬山市				
名称等	第2回 "あったらいいな"まち課題に向き合うは	にじめの-	一步		
実施期間	11月15日 (火)	時間	10:00	~	12:00
場所	市役所3階 301会議室				
担当所属	地域協働課				
主催	犬山市				
名称等	里山ウォッチング④(全5回)				
実施期間	11月17日 (木)	時間	9:30	~	12:00
場所	大山里山学センター				
担当所属	環境課				
主催	犬山市				
<u></u> 名称等	第5回 フューチャーセッション@犬山				
実施期間	11月18日 (金)	時間	19:00	~	21:00
場所	夢発心(アウトドアフィールド)	-, -			
担当所属	地域協働課				
主催	犬山市				
<u>二世</u> 名称等	ボランティアスタッフ養成講座⑤(全5回)				
実施期間	11月20日 (日)	時間	9:30	~	12:00
場所	大山里山学センター	2 153	0 00		12 00
担当所属	環境課				
主催	犬山市				
上唯	NH III				

名称等	絵本作家鈴木まもるさん講演会「	絵本と鳥の巣のふしぎ」~鳥	島の巣が教え	えてくね	れること~
実施期間	11月20日 (日)	時間	13:30	~	16:00
場所	犬山市立図書館				
担当所属	文化スポーツ課				
主催	犬山市立図書館				
名称等	犬山北小学校150周年記念事業				
実施期間	11月26日 (土)				
場所	犬山北小学校				
担当所属	学校教育課				
主催	犬山北小学校創立150周年記念	事業実行委員会			
名称等	ふれあいの森ガイド ヒノキ	美林ガイド			
実施期間	11月27日 (日)	時間	9:30	~	12:30
場所	八曽自然休養林				
担当所属	環境課				
主催	犬山市				
名称等	本の修理教室				
実施期間	11月27日 (日)	時間	14:00	~	15:30
場所	犬山市立図書館				
担当所属	文化スポーツ課				
主催	犬山市立図書館				